

## 市・県民税の申告と確定申告

	市・県民税の申告	所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税 確定申告
会場・日時	三島商工会議所 4階メンバー交流サロン 2月15日(月)～3月15日(火)の平日 ※期間中、市役所では申告会場を設けていません。 ※平成27年より錦田公民館・中郷文化プラザでの申告受け付けは行っていません。	三島商工会議所 1階TMOホール 2月15日(月)～3月15日(火)の平日 ※期間中、三島税務署内には確定申告会場を設けていません。土曜・日曜日でも、税務署に設置の時間外収受箱への投函による提出はできます。
	開設時間 午前9時～午後5時	開設時間 午前9時～午後5時
問合せ	市民税課 ☎983-2626 <a href="http://www.city.mishima.shizuoka.jp/">http://www.city.mishima.shizuoka.jp/</a> (市ホームページ)	三島税務署 ☎987-6711 (代表) <a href="http://www.nta.go.jp/">http://www.nta.go.jp/</a> (国税庁ホームページ) ※各種申告書の作成ができます。
申告に必要なもの	①申告書(市役所から送られてきた人のみ) 確定申告のお知らせはがき、または申告書(税務署から送られてきた人のみ) ②印鑑・金融機関の預貯金口座のわかるもの(申告者本人名義のもの) ③収入や必要経費などを集計した書類(源泉徴収票、収支内訳書、青色申告決算書など) ④所得控除などの証明書類(社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの支払証明書や領収書) ⑤そのほか控除の適用に必要な書類(配偶者の所得を証明するもの、障害者手帳など) ⑥昨年の申告書の控え(確定申告書、収支内訳書、決算書の控えなど)	
備考	①三島商工会議所の駐車場は有料です。公共交通機関の利用をお願いします。 ※市営中央駐車場(中央町1-8)の利用が無料となります。駐車券を申告会場受付にご提示ください。 ②申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までに会場にお越しください。 ③年少扶養親族(平成12年1月2日以降生まれ)のいる人が確定申告する場合、必ず申告書第二表へ記載してください。源泉徴収票に年少扶養親族の記載があっても確定申告書に記載しない場合は、市・県民税の算出に年少扶養親族の人数を含めることができません。	

### 市・県民税の申告の注意点

☎市民税課 (☎983-2626)

#### \*市・県民税の申告が必要な人

平成28年1月1日に三島市に住所があり、次の事項に該当する人

※確定申告をする人や給与所得だけで年末調整の済んだ人は、市・県民税の申告が不要です。

- ①市・県民税の申告書が送られてきた人
- ②平成27年中に収入のあった人
- ③課税所得証明書などが必要な人
- ④国民健康保険に加入している人

\*公的年金などの収入金額が  
400万円以下の人で次に該当する人は  
市・県民税の申告をする必要があります

- 公的年金を受給している人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、扶養控除など)以外の各種控除(医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除などの追加)の適用をうけるとき
- 公的年金に係る雑所得以外に20万円以下の所得(事業所得、不動産所得、一時所得など)があるとき

確定申告前にご確認ください

## 三島税務署からのお知らせ

### ●復興特別所得税のご記入をお忘れなく

所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成の際、「復興特別所得税額」欄に記載漏れのないようご注意ください。※還付申告を含め、申告するすべての人が「復興特別所得税額」欄に記載する必要があります。

### ●申告書は国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「確定申告書等作成コーナー」から、計算誤りのない申告書を作成できます。また、申告書はe-Tax（電子申告）を利用して提出することもできます。

### ●相続税の基礎控除が引き下げられました

詳しい内容は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) や、電話相談センター（三島税務署に電話して自動音声案内に従い①を選択後、相談内容に応じて番号を選択してください）。

### ●税理士による無料税務相談をご活用ください

とき 2月15日(月)～26日(金)平日午前9時～正午、午後1時～3時30分

ところ 三島商工会議所4階A会議室

問合せ 三島税務署 (☎987-6711)

～市民・行政の協働による市民参加のまちづくり～

## 協働のまちづくり活動 提案内容を紹介します

広報みしま7月1日号で「協働のまちづくり活動」の提案を募集しました。応募いただいた提案のうち、2件を採用したので、紹介します。

応募件数 23件※うち2件を採用

問合せ 市民相談室 (☎983-2621)

### ●提案1：子育てする外国人への日本語学習について

外国人が日本で子どもを産み・育てるには、日本語が必要である。外国人の母親などに日本語学習の時間と機会を提供してほしい。

市の回答 乳幼児を抱え、就労や地域社会での交流が困難な外国籍市民に対して、日本語習得講座を実施する団体が一時保育を利用して託児付き講座を行う場合、新たな補助制度の可能性を検討していきます。

### ●提案2：みしま花のまちフェア5周年記念について

会場近くの楽寿園周辺だけでなく、大通りまで人が回遊できるような企画が必要ではないか。(例：川の中の花飾り、軽トラ市、町内会によるガレージでのフリーマーケット、市民参加の美化・清掃活動など)

市の回答 「みしま花のまちフェア」は、民間事業者や商店街、各種団体などで構成された実行委員会を組織し、協働の取り組みにより実施しています。本実行委員会において、市内での回遊を協働の取り組みとして検討するとともに、「市制施行75周年」・「みしま花のまちフェア5周年」を広く市内外にアピールするイベントとしたいと考えます。

～誰もが個性と能力に応じて輝ける社会へ～

## 女性活躍推進法が施行されます

4月1日から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されます。この法律は、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を高めつつ、継続して就業できる職場環境の整備推進を目的としています。

内容 国・地方公共団体、常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主に対して、以下の対応が求められています。※300人以下の一般事業主に対しては、努力義務となっています。

- ①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、

社内周知、公表

- ③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- ④女性の活躍に関する状況の公表

市では、本法律の施行に向け、計画を作成中です。女性のさらなる活躍推進と誰もが個性と能力に応じて輝ける社会づくりのため、今後も各種施策を実施していきます。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」をご覧ください。※「女性の活躍推進法」で検索

問合せ 政策企画課 (☎983-2616)